

# 『世界に羽ばたけ！日本の農業』（目次）

## 第一章 / 考察 1 戦後の日本農業の課題

## 第二章 / 考察 2 T P P 参加と日本農業再生

## 第三章 / 考察 3 世界への飛翔は試練の道

## 第四章 / 提言 1 外国人の移入で、農業従事者を増出

- < 提言 1 - 1 > 長期就農ビザと就農証明書の発給
- < 提言 1 - 2 > 国家の政策と位置づけ、国が先頭に立つ姿勢を国内外に示す
- < 提言 1 - 3 > 受け入れ農業者の認定条件
- < 提言 1 - 4 > 受け入れ農業者への公的支援
- < 提言 1 - 5 > 招請対象国の選別と政府間協定
- < 提言 1 - 6 > 外国人農業従事者の権利保護の徹底
- < 提言 1 - 7 > 教育・研修の公的助成制度の確立

## 第五章 / 提言 2 潜在的農用地保有国への大型農場の移出

- < 日本の農用地面積に関する計数的考察 >
- < 海外農用地獲得の国際的状況 >
- < 進出国と受入国の現況 >
- < 提言 2 - 1 > 政治主導の在外第三セクターの設立
- < 提言 2 - 2 > 連携対象国の選定要件
- < 提言 2 - 3 > 多数国との連携

## 《 おわりに 》 世界的食糧饑饉への備え / 国策として

# 『世界に羽ばたけ！日本の農業』

H23年10月30日 コミュニケーション研究会 小泉鐵夫

## 第一章 / 考察1 戦後の日本農業の課題

「農業 = 食料 = 命」の連関を考えた場合、農業問題は世界中の国家にとって、最優先課題となる。我が国の歴史を辿ってみても、耕作地と農作物はどの時代の為政者にも最大関心事であったことが分かる。日本史に残された様々な争いも、突き詰めて行けば、その多くが“食料”を起因とする出来事の投影と言えるのでは無かろうか？本稿の目的が歴史を遡ること無いは勿論であるが、近未来の日本農業を展望するには、少なくとも太平洋戦争後の経過に触れざるを得ない事も、至極当然である。

連合軍最高司令官総司令部(GHQ)の指導により、敗戦直後の昭和22年から25年に亘り実施された『農地改革』が、現在の日本農業の根幹を成していることは言うまでも無い。農地改革とは、農村の封建制を打破するという目的で、地主が所有する農地を政府が強制的に買い上げ、小作人に安く売り渡した制度である。その結果、多数の自作農家が誕生し、引き続き昭和27年に施行された『農地法』と相俟って、日本古来の農業社会の形態や、農業者の意識の在り方を大転換させたと言える。

さて、「農地解放とも呼ばれる農地改革」と「農業者の地位の安定と食料の安定供給の確保を目指す農地法」が、戦後の日本農業を大きく発展させたことは確かであるが、必ずしも評価が定まっている訳では無い。マイナス評価も多々あり、その代表的なものとして、以下のような見解を上げられる。そして、それらがそのまま現代の日本農業が抱える課題と言っても差し支えなからう。

土地資本所有者となった自作農民は、保守系政党の大票田と化し、多面的な保護政策が展開された結果、農業者の自立精神が損なわれた。現政権も同轍である。土地所有の細分化が固定され、大規模農業と言う世界の趨勢に乗れず、先進的農業の実現に繋がる適正規模の専業農家が育たなかった。

小規模農業の非効率的経営を、政府は価格補填や関税障壁で手厚く保護し続けた。その結果、米優先農政との相乗で、農産物の国際価格競争力を極度に低下させた。ただ同然の価格で入手した農地であるが、40万<sup>円</sup>を超える耕作放棄地が存在する一方で、地価高騰時等に農地が売却され、実質的耕作地の減少が急進している。水田 = 票田の連鎖は、政府と農業者に消費者を忘れさせ、現状の農業社会維持のため、莫大な税金を投入し続けた。その結果、農業の産業化が進まなかった。

上述各項の複合的結果として、若者の農業忌避が進み、日本の農業は後継者欠乏による 農業者の減少 と 高齢者家業化 の段階に差し掛かっている。

本稿はそれら課題の解決策の一環として、第四章と第五章にて二つの提案を試みるものである。

## 第二章 / 考察2 T P P参加と日本農業再生

T P P (Trans-Pacific Partnership / 環太平洋パートナーシップ)の正式表記はや

や長く、英語ではTrans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreementであり、日本語訳は「環太平洋戦略的経済連携協定」となる。T P Pは、＜物品及びサービスの貿易自由化を目指すF T A (自由貿易協定)＞を包含した上、＜貿易以外の知的財産権・人の移動・投資・金融・政府調達・競争政策・基準認証・労働等々の幅広い分野でも自由化を目指すE P A (経済連携協定)＞の環太平洋の広域経済ブロック版に近い協定である。チリ等の既加盟の4カ国と、新たに加盟表明している米国等の5カ国、計9カ国は、2011年11月のA P E C (Asia-Pacific Economic Cooperation / アジア太平洋経済協力会議)までの妥結を目標にしている。

第一章に述べた日本農業の課題を知ってか知らずか、昨年秋、菅前総理がT P P参加に関する前向きな見解を、突然表明した。閣内での事前調整も無かったと言うだけに、野党や国民は無論のこと、与党内や閣内でも大騒ぎとなり、賛否両論に分かれての閣内不一致を露呈させる始末となったのである。現段階までの議論は、T P P全体に亘る本質的なモノは少なく、大半が農産物の輸出入自由化のみに矮小化されているが、農業に関する国民的議論を喚起させたことを、筆者は奇貨と受け止めている。

確かに、過去においても農業問題が議論を巻き起こした事は屡々あった。しかし、それらの殆どは、食料自給と農業者保護を巡る守旧的な議論であり、“農民票獲得の具”とされるだけであった。それだけに、新たな切り口からの今回の議論沸騰には、大いに期待したのである。T P P絡みでの農業論議は、従来の内向きの論議では済まず、農業に限定した論議でも済まない。正しい議論が深まれば、「国全体の経済の在り方」と「将来の国家像」を掛けた、広範な角度からの考察が必要となるのである。その過程で、「農業の再生」に関する国民の共通認識の構築が期待出来るのではなかろうか？ 筆者が“奇貨”と述べた所以である。

しかしながら、思い付きを口にして注目を集め、いつの間にかフェードアウトしてしまう民主党政権の特質に、東日本大震災対応の不手際による大混乱が加わり、T P Pに関する国内外への発信が、産官学の何れからも途絶えてしまい、残念に思っていた。そんな訳で、最近になり野田首相のA P E C出席の手土産とする為に議論再開となった事は、泥縄的とは言え、是としたい。そこで、筆者は議論再開に際する方向付けとして、本稿を書き綴る積もりであるが、今の所T P P加入の如何は定かでなく、第三章以降では、飽くまでも現状を前提として論を進めたい。但し、蛇足ではあるが、11月のA P E Cを意識し過ぎの余り、議論不熟なままでT P P加入可否の結論を出す事は厳に慎むべきと述べておく。

因みに、T P P加入に関する筆者の賛否を問われれば、現段階では「俄に賛成とは言い難い」と答えざるを得ない。しかし、「農業者の庇護」の観点からの非賛成で無い事は明言しておきたい。その観点だけに絞れば、次章で述べる如く、筆者は農業分野の自由化には賛成なのであるが、T P P加入が他分野へ及ぼす影響が不鮮明なままでの加入には懐疑的なのである。T P Pで自由化が目論まれている項目は、「物品貿易及びサービス貿易における例外無き関税の撤廃」の他にも、労働・政府調達・金融・投資活動・知的財産権・環境・行政および制度・紛争解決等々を含む20項目以上に亘るのである(前出のE P Aの記述を参照)。それらの各項の内容は、現段階では

概要さえ不明瞭であり、場合によっては、医療・金融・保険・郵政等の日本固有の制度にまで波及する可能性を指摘する向きもある。無論これらの反対を旨とする発言の中には、誤解や曲解があるかも知れず、又、政局絡みの政治屋の発想もあり得るだろう。ならばこそ、将来世代に“拙速”と誹られることの無きよう、「日本の国家的災厄と成り兼ねないと言う懸念」を払拭する事が大切なのである。少なくとも、最初から「参加ありき」では無い筈である。

余談ながら、「経済の自由化」と言う世界の趨勢に乗り遅れずに、最低限でも〔国益増大 - 国益減少 = プラス〕の図式を如何に成立させるのか？その議論を経て結論づけるべきであると、筆者は主張したいのである。少なくとも、サービス貿易の一部(金融・政府調達・運輸 等)を除外しての二国間 F T A の多面的締結策が、併行議論されるべきと考えるが、本稿の本題から逸れる恐れがあり、これ以上の言及は避けたい。

### 第三章 / 考察 3 世界への飛翔は試練の道

従来からの一切のしがらみを捨て、近視眼的農業者保護論も捨て、一時的な食糧自給率の低下を覚悟し、長い試練の道程も覚悟して、日本農業が産業として自立する為の提言を試みたい。結論を先に言えば、日本農業を他の日本の産業と同様に、世界の荒波の中に放り出すことである。過保護による虚弱体質児とは言え、農家の人々も日本人である。日本人ならば必ず勝ち上がって来ると信じる。農業者以外の日本人は、皆がそうして来たのである。勿論、一時の保護は受けたが、一部の犠牲者を出しながらも、自力でその恩を返して来たのである。未だに他力本願の太平楽を享受しているのは農業者だけであり、その現実に目を向ける時が来たと考えている。

筆者が標題とした『世界に羽ばたけ！』は、「国内に拘り、いじましく考えるな！」「有為な農業者は世界を舞台に鍬を振るえ！」「世界での闘い無くして、日本農業の自立化は不可！」等々の候補の中から残ったものである。既に述べたように、選挙対策としての農業者保護論や、作為的統計値とも言える食糧自給率向上論は言わずもがな、伝統的土着農業・伝統的国産農産物・伝統的食習慣・伝統的食材物流システム・伝統的農産物市場・伝統的農業関連機構、そして伝統的農村風景さへも、一切の拘りを捨てて、斬新なる国民的運動を惹起したく、敢えて、挑戦性を選んだ次第である。T P P 参加論議を機に、農業者は座して死を待つこと無く、世界に羽ばたいて欲しいものだ。

### 第四章 / 提言 1 外国人の移入で、農業従事者を増出

まず最初は小さな飛翔をしよう。と言うより、大きな飛翔のための助走的施策から始める、と言っても良い。それは世界に飛び出す前に、日本国内農業の最後の改革を試みる事ともなり、第五章の提言にも繋がる「地味なトライアル」である。

日本農業が抱える主要な課題として、筆者は<第一章>に下記6つの事象を上げた。要約すると、『 農業者に自立の精神がない 適正規模の専業農家が育たない 農産物の国際価格競争力が極度に低い 実質的耕作地の減少が急進している 農業の産業化が進まない』の5項の悲観的実態を上げ、それらの複合的結果として、『

後継者欠乏による 農業者の減少 と 高齢者家業化 の段階に至った』と、その断末魔的段階を指摘した。それでは、その実態をデータで検証してみよう。

下記〔図表1〕により農業者の減少を明確に読み取ることが出来る。即ち、平成2年から平成22年に至る20年間で、総農家数は66%に・販売農家数は55%に・主業農家数は44%に激減している事が分かる。（表中の朱文字に注目）

〔図表1〕農家戸数推移

単位:万戸

	H02年	07年	12年	17年	20年	21年	H22年	H22/H02
総農家	384	344	312	285	252	...	253	0.66
販売農家	297	265	234	196	175	170	163	0.55
販売農家 / 総農家 (%)	77	77	75	69	69		65	0.83
自給的農家	86	79	78	89	77	...	90	1.04
自給的農家 / 総農家 (%)	23	23	25	31	31		35	1.57
主業農家	82	68	50	43	37	35	36	0.44
主業農家 / 総農家 (%)	21	20	16	15	16	...	14	0.67

資料：農林業センサス、農業構造動態調査（農林水産省統計部）

注1 「農家」とは、経営耕地面積が10アール以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

注2 「販売農家」とは、経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

注3 「自給的農家」とは、経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいう。

注4 「主業農家」とは、農業所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

又、下記〔図表2〕により、農業人口減と農家の高齢化を読み取ることが出来る。即ち、平成17年から平成22年に至る直近の5年間で、農家人口は77%に減少し、高齢者農家人口比率は約3%上昇している事が分かる。（表中の朱文字に注目）

〔図表2〕農家人口推移

単位:万人

資料：農林業センサス、農業構造動態調査（農林水産省統計部）

	H17年	18年	19年	20年	21年	H22年	H22:H17
農家人口	837	793	764	729	698	650	77%
対総人口比 (%)	6.6	6.2	6.0	5.7	5.5	5.1	-1.5%
高齢者(65歳以上)農家人口	264	257	252	244	238	223	84%
高齢者農家人口 / 農家人口 (%)	31.6	32.4	33.0	33.6	34.1	34.3	+2.7%
高齢者総人口 / 総人口 (%)	20.1	20.8	21.5	22.1	22.7	...	...

注1 対総人口比、総人口に占める高齢者(65歳以上)割合は、総務省「国勢調査」及び「人口推計」を用いて計算。

注2 「農家人口」とは、農家の世帯員をいう。

注3 「農家人口」については、販売農家の数値である。

筆者は敢えて「断末魔的段階」と述べたが、それは、まだ「断末魔的結末」には至って  
おらず、まだ間に合うと言う意味でもある。本章では、取りあえずは目前に迫った「断  
末魔的結末」を避けた上、将来の飛翔にも有益な作用を為す様な提案を行いたい。

前口上が長くなったが、結論は簡単である。即ち、外国より農業従事者の大規模な  
移入を図り、農業従事者不足を回避することである。何はさておき、一定の農業従事  
者の確保が為されねば、日本農業再生のいかなる戦略も展開出来ないのである。国内  
農業者の大幅な減少は日本農業の極端な疲弊を意味するのである。無論、日本農業を  
実質的に外国人に明け渡し、日本農業の形だけを残すのでは意味が無く、筆者の主張  
が誤解されぬよう、多少の追加説明が必要であろう。

先に「後継者欠乏による 農業者の減少 と 高齢者家業化 の段階に至った」と  
述べたが、幸いにも有為な若手農業者が皆無になった訳では無く、新しい農業の在り  
方を追求・実践している若者も可成り存在するのである。只、その絶対数となると、  
将来の日本農業を背負わせるには、余りにも少ないのである。そこで、筆者は日本農  
業の将来像を次のように描いている。現在非農家である者も含め、有為の若者達を「中  
核農業経営者」と位置づけ、後に述べる、現存する広大な“耕作放棄地”や、急速な  
増大が予測される高齢農業者引退による“廃業農地”を彼らに委ね、大規模営農への  
道を開くのである。無論、有為な若者とは言え、いきなり優秀な農業経営者になれる  
とは限らず、様々な育成策を取らねばならない。本オムニバス論文の第2部で提案さ  
れる『パイロットファーム』はその良き実践場となりうるもので、是非とも実現させ  
ねばならない方策と考えている。又、第3部で詳述されている『一般企業の経営ノウ  
ハウの農業への伝承』も高い効果を生むであろう。

しかし、優秀な農業経営者だけでは農産業を成り立たせることは出来ず、彼らの下  
で働く多くの農作業が必要であることは、論を待たない。その農作業の絶対的不足  
を補う方策として、筆者は外国人就農者の積極的移入を提案するのである。

単純な結論ではあるが、実施に当たっては、「中核農業経営者の育成」を始め、様々  
な新規政策や法改正と戦略的機構の創設が必要となり、官民協調の一大プロジェクト  
となろう。具体的イメージを明確にするため、以下に数項目の提案を試みる。

#### < 提言 1 - 1 > 長期就農ビザと就農証明書の発給

外国人労働者移入の抑制政策の例外処置として、農業振興特別措置法を施行し、  
長期就農ビザの発給を可能にする（就労ではなく、飽くまでも“就農”である）  
外国人就農者の帰国時に、就農実績に基づいた就農証明書を発給し、当該国へ  
の大型農場進出（第五章に詳述）の際の優先雇用対象者証とする

#### < 提言 1 - 2 > 日本国家の政策と位置づけ、国が先頭に立つ姿勢を国内外に示す

具体的招請行動は、「外国人農業従事者導入促進機構」（仮称）を国家機関とし  
て創設し、移出国の然るべき公的機関との協力により、適格者の選定を行う  
受け入れ希望農業者は、導入促進機構の認定を受けた上で、採用が可能となる

#### < 提言 1 - 3 > 受け入れ農業者の認定条件

明確な後継者が存在すること

後継者不在の農家は耕作中止時に廃業し、所有農地は農地法対象地のままで、「廃農地管理機構」(公的機関として創設)に売却する

既存の耕作放棄地に関しては、農地法対象の適否の見直しを行い、農地適合地は廃農地管理機構に売却する(不適合地は所有者の自由扱いとする)

廃農地を管理機関より買い取り、規定以上の営農規模を維持すること

買い取り農地の転売は、集約のための農地同士の交換に限る許可制とする

< 堤言 1 - 4 > 受け入れ農業者への公的支援

認定後 10 年間は様々な優遇制度を利用出来る

脱農協支配のため、国設・公設の代替機関を創設し、現農協が有する必要最低限の支援機能のみを肩代わりする(肥料・種苗・農耕具の共同購入 etc. )

廃農農地の購入に関しては、長期低金利の特待金融制度を利用出来る

11 年以降における特典

更なる規模拡大に応じた外国人農業従事者の斡旋を受けられる

大型農場の海外進出支援制度(第五章)による現地人採用の優先権者となる

< 堤言 1 - 5 > 招請対象国の選別と政府間協定

政情の安定を大前提とし、農政において相互補完関係を築ける対象国を選定

将来に亘り友好関係を期待出来る民主主義国に限定する

将来の大型農場進出先(第五章)として期待出来る民主主義国を優先する

政府間協定に基づき、双方が永続的責任体制を築ける対象国を選定

相互信頼関係の永続的維持のため、農業以外の分野でも協調策を講ずる

世界情勢・気候変動等に関する定期的政府間協議を実施し、時代適応型協定とする

世界情勢・気候変動等を担保するため、多地域より対象国を選ぶ(第五章関連)

< 堤言 1 - 6 > 外国人農業従事者の権利保護の徹底

移入者の基本的人権の擁護は言う迄も無いが、生活環境・一時的帰国・報酬等には十分なる配慮が必要である

特に、人種差別と宗教差別はあってはならない

< 堤言 1 - 7 > 教育・研修の公的助成制度の確立

受入農業者に対する教育・研修

制度の主旨の徹底(受入時)

人権尊重・移出国の国民性等の周知(受入時)

実施状況の把握とフォロー教育(受入後)

移入者に対する教育・研修

制度の主旨の徹底(出国前)

権利と義務・日本農業の特質性等の周知(移入時)

日本語習得の支援(移入後 / 希望者)

以上のような施策は、「農業への政治介入と農業者の差別化を生む」との批判を呼ぶであろう。しかし、筆者は敢えて「政治介入と差別化」を是と評価するものである。そもそも、現状においても政府の介入は甚だしく、その介入は集票目的のバラマキに

終始している。その結果、農業者の他力依存を助長し、農業の産業化を妨げているのである。同じ介入でも、農業者過保護のためではなく、日本農業の健全産業化を目指すものであれば、それは間違った介入では無く、正しい政治介入と言えよう

又、差別化に関し付言すれば、“有能者と無能者”“意欲のある者と無い者”更に言えば、“後継者のいる者といない者”が差別されないのであれば、それは悪平等と言わねばならない。農業者のみが競争社会の埒外に居る事の方が異常な事態と言えよう。

我が国は、官民共通の理解の下、外国人就農者の手を借りてでも、実効農地の低減化に歯止めを掛け、適正規模の営農者を創出する最後の時を迎えたと認識すべきである。

## 第五章 / 提言 2 潜在的農用地保有国への大型農場の移出

さて、第4章で述べた国内の大営農化が進んだとしても、国土と可耕地の狭隘さを考えれば、耕作物の量的拡大の限界は目に見えており、食料自給率の飛躍的な向上は望めない。第4章は飽くまでも最悪状況での最低保障に益する準備であり、日本の食の安全保障は、より多くを国外に依存せざるを得ないと考える。本章では、「あなた任せの食料輸入策」の不安定性を脱し、継続的且つ安定的な食の確保を考えてみたい。結論から申せば、海外農地の実質的自国化の提案となる。

尚、世界へ飛翔するための手段としては、他にも「農用的確地不保有国への農業工場の進出」「高級ブランド農産品の輸出」等の対応策も考えられる。しかし、量的な側面よりすれば、本章で述べる「潜在的農用地保有国への大型農場の移出」を主策として、他の対応策は併行策として位置づけるべきと考え、本稿では割愛する。

地球人口の近未来的激増予測は既に人口に膾炙されているが、人口増に伴う地球規模での食料難に如何に備えるのか？少子化に怯える日本人には、切実感を伴った議論が見られない。食料安保の為に、自給率向上の可能性に大きな期待を掛けられない以上、国内生産で足らざる分の安定的補完措置が絶対不可欠なものとなるのは、言うまでもない。

地農一体と表現出来る現代の日本農業或いは農業者にとって、職住同根の故郷から遠く離れた海の向こうでの営農など、思いの届かぬ発想かも知れない。明治41年の笠戸丸に端を発するブラジル移民に関しては、様々に語り継がれており、一部の成功者を除き、多くの移民が悲惨な目に遭ったと言われている。大方の日本人には、「海外での農業」と聞けば、ブラジル移民と共に、満州事変以降の満蒙開拓団が連想されるであろう。満州・内蒙古・華北に入植した移民達の末路は、想像を絶する凄惨さであったと言う。何れも、政府が主導し、疲弊した小作農民が大量に応募した国策事業と言って良い。

筆者の提言も官民一体の事業である。しかし、上述の2例とは全く異なり、国内外を問わず、歴史の汚点となるようなものであってはならない。敢えて確認しておくが、此処で取り上げる海外への移出は、個人的移民でも集団的移民でもなく、組織化された農業の海外進出であり、現地法人の設立とその経営である。移出対象国の選別やその条件合意等、多くの困難が予想されるが、飽くまでも双方がプラスになる“WIN・WIN”的国際連携と致さねばならない。

論を進める前に、データの確認をしておきたい。



〔図表3〕 農用地面積 各国比較

(単位/順位)	GDP		人口		農林水産業従事者		農用地面積 (牧草地不含)		農用地面積/ 農林水産業従事者		農用地面積/ 全人口	
	IMF/'08		国連/'08		総務省/'08		総務省/'08		総務省/'08		総務省・国連/'08	
	10億\$	順	千人	順	千人(%)	順	千ha	順	ha	順	ha	順
アメリカ	14,265	1	311,666	3	2,674( 1.7)	6	173,200	1	64,772	3	0.550	4
日本	4,924	2	127,692	6	1,631( 2.5)	7	4,628	14	2,838	12	0.036	14
中国	4,402	3	1,337,411	1	498,732(62.0)	1	122,543	4	0.246	15	0.091	13
ドイツ	3,668	4	82,264	8	719( 1.7)	11	12,133	11	16,875	7	0.148	10
フランス	2,866	5	62,036	9	630( 2.2)	12	19,331	9	30,684	4	0.310	7
イギリス	2,674	6	61,231	10	485( 1.5)	13	6,051	13	12,486	8	0.098	12
イタリア	2,314	7	59,604	11	912( 3.6)	10	9,768	12	10,711	9	0.163	9
ロシア	1,677	8	141,394	5	6,440( 8.5)	5	123,442	3	19,178	5	0.876	3
スペイン	1,612	9	44,486	13	1,077( 4.9)	9	17,300	10	16,063	6	0.385	5
ブラジル	1,573	10	191,972	4	11,650(11.8)	3	68,500	5	5,880	10	0.354	6
カナダ	1,511	11	33,573	14	341( 1.8)	15	52,150	6	152,933	1	1.553	2
インド	1,210	12	1,181,412	2	261,632 (55.4)	2	169,320	2	0.657	14	0.141	11
メキシコ	1,088	13	108,555	7	7,939(17.2)	4	27,500	8	3,464	11	0.251	8
オーストラリア	1,011	14	21,074	15	443( 4.0)	14	44,374	7	100,177	2	2.084	1
韓国	947	15	48,152	12	1,441( 5.9)	8	1,747	15	1,212	13	0.036	14

注1 農用地: 耕地と永年作物(果物等の多年性作物)地を指し、日本以外は牧草地は含まない( )

注2 順位: 記載15カ国内での順位である

注3 農林水産業従事者: 経済活動人口のうち農業・林業・漁業・狩猟業に従事する者。(求職者を含む)

注4 農林水産業従事者欄:( %)内の数値は対経済活動総人口比

注5 項は国連機関及び総務省のデータより算出

〔図表4〕 耕地地面積と作付延べ面積の推移

単位: 万 ha

	H17年	18年	19年	20年	21年	22年	H21年/H17年
耕地面積	469.2	467.1	465	462.8	460.9	459.3	0.98
うち 田	255.6	254.3	253	251.6	250.6	249.6	0.98
畑	213.6	212.8	212	211.2	210.3	209.7	0.98
作付延べ面積	438.4	434.6	430.6	426.5	424.4		0.97
耕地利用率(%)	93.4	93	92.6	92.2	92.1		0.99

資料: 耕地及び作付面積統計(農林水産省統計部)

〔図表5〕 耕作放棄地面積の推移

単位:万 ha

	H7年	12年	17年	22年	12年/07年	17年/12年	22年/17年	22年/07年
放棄地	24	34	39	40	1.42	1.15	1.03	1.67
農家	16	21	22	21	1.31	1.05	0.96	1.31
土地持非農家	8	13	16	18	1.63	1.23	1.17	2.25

資料: 農林業センサス(農林水産省統計部)

注1 「農家」とは、経営耕地面積が10アール以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。

注2 「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。

注3 「耕作放棄地」とは、以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年再び耕作するはつきりとした考えのない土地をいう。

〔図表6〕 一戸当たり経営耕地面積(販売農家)

単位:ha

	H17年	18年	19年	20年	21年	22年	H21年/H17年
全国平均	1.76	1.79	1.83	1.87	1.91	1.96	1.11
北海道平均	18.68	18.78	19.34	20.1	20.5	21.48	1.15
都府県平均	1.3	1.32	1.36	1.38	1.41	1.41	1.08

資料: 農林業センサス、農業構造動態調査(農林水産省統計部)

## &lt;日本の農用地面積に関する計数的考察&gt;

〔図表3〕ではGDP上位15カ国の農用地面積の比較を試みてみたが、欄で、我が国の農用地面積の狭小さが一目瞭然で分かる。その結果、農業従事者(林業・水産業のウエイトはニグレティブスモールと前提)の多寡の議論は別として、欄で見る如く、一農業従事者当たりの農用地が狭小であり、「非効率的営農」を強いられていると言える。又、同様に国民一人当たりの農用地が桁違いに狭いことが、「自給率の低さ」の一因であることを欄から推測出来る。尚、規模に起因する効率を論じるには、「一農業経営体当たりの農用地面積と生産性」の国際比較が最適であるが、データが見当たらず、「農用地面積/農林水産業従事者」で代行したが、傾向としては近似と考える。

〔図表4〕〔図表5〕によれば、ただでさえ少ない農用地が依然として暫減傾向にあり、一方で耕作放棄地が直近15年で約1.7倍に拡大している。

〔図表6〕の販売農家一戸あたりの経営耕地が直近5年で約1.1倍、4頁の〔図表2〕の農家人口が同期間に0.77倍、及び耕作放棄地は同期間に1.03倍の推移は、より長期間で見れば、その因果関係や傾向が浮かび上がるかも知れないが、手元資料の不足が残念である。

以上で農用地面積に関する計数的な把握を試みたが、不十分ながらも、我が国の農用地が如何に狭小であるかは理解できるであろう。では、今後の我が国において農用地の大幅な拡張が可能であろうか？山間地の多い地勢上の問題、地球環境に関する立場、中

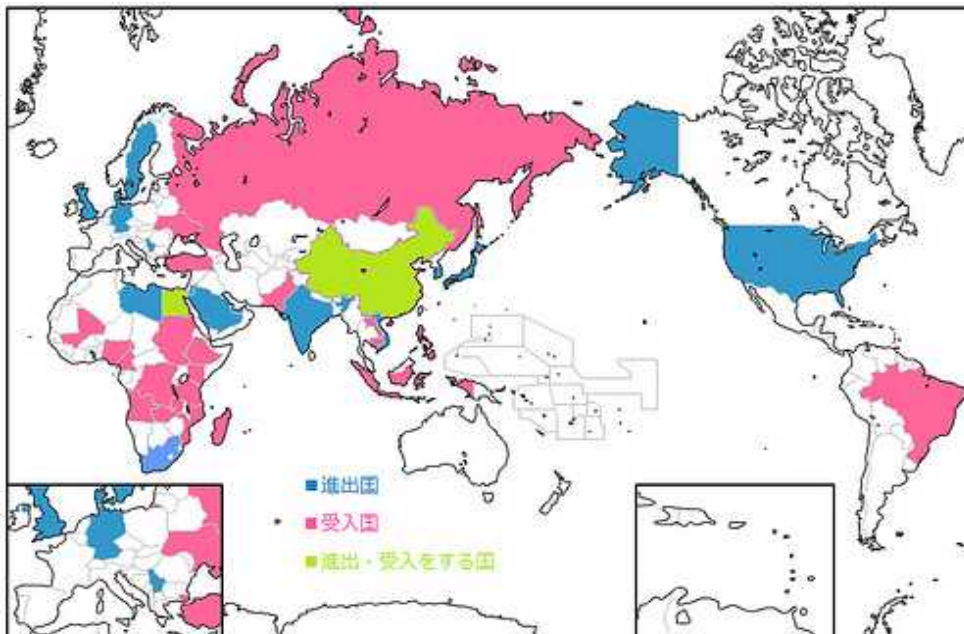
山間地農業の実態(本オムニバス論文の第6部にて詳述)等々を勘案すると、否定的にならざるを得ないのである。さればこそ、『海外に求めるしかない』と言う事になるが、参考までに他国の状況に触れておこう。

< 海外農用地獲得の国際的状況 >

「Land Rush」・「Land Grab」はたまた「農地争奪戦」等の余り馴染みのなかった言葉が、頻りに交わされるようになったのは昨今のことである。これらの言葉が一般の国民に膾炙されるようになったのは、平成22年2月に放映されたNHKのスペシャル番組「ランドラッシュ」が一つの切っ掛けになったようである。かく言う筆者も当番組を視聴して、グローバルな農地獲得競争が加速化していることを認識し、我が国の立ち後れ(?)を痛感した次第である。

無論、全てのことに裏表があるように、この「国際的農地獲得競争」に関しても賛否両論があり、「新植民地主義」と痛罵する向きもある。確かに先行する各国の姿勢には非難されるべき実態もあるようだが、進出後進国である我が国は、それらを反面教師として、飽くまでも“WIN・WIN”的国際連携を模索しなければならない。

[図表7] Land Grab 進出国・受入国 MAP



資料： 11.10.17 STONE(「途上国の持続的な開発や支援について考える場を提供」活動理念とする学生中心団体)

上掲のMAPでは、

農用地面積が世界第1位(図表3 - 参照)、国民一人当たりの保有農用地面積で世界第4位(図表3 - 参照)の米国が「進出国」とされ、意外な感もあるが、筆者はその実態を把握していない。

又、中国が「進出・受入をする国」に位置づけられているが、近年食糧輸入国に転じた中国は進出国の色彩が濃くなると予測される。

後述の(図表8)には記載されていないが、食料自給率100%のインドは既に進出国

となっている。

#### < 進出国と受入国の概況 >

現在、進出国の御三家(?)は韓国・中国・印度のようだ。それら3国は、何れも国民一人当たりの農用地面積が狭く(〔図表3〕を参照)、将来へ備えての国策と見て良からう。既に10億を超える人口を抱えている中国と印度は、更なる人口増への対応を迫られ、国土も農用地も狭小な韓国は、日本並みに低位な食糧自給率44%(14頁〔図表8〕参照)の改善が焦眉の急となっている。

又、積極的進出を図っている国々は、現状で食料自給率が低い国とは限らない。前出の中国は2004年以来95%以上を、インドは2001年以来100%超を維持している、と言う。更に、平成19年124%の米国、同80%のドイツも進出国としての実績を残している(14頁〔図表8〕参照)。

更に注目すべきは、中東や北アフリカの産油国である。サウジアラビアやアラブ首長国連邦を初めとした各国が、豊富なオイルマネーを駆使して、アフリカ大陸を含めた世界各地の農用地を買い漁っている。特に、オイルマネーに飽かしての国内農耕地開拓に熱心であったサウジアラビヤは、明確な国家戦略として、オイルマネーの使い道を転換したようだ。

尚、その他の国としては、英国・スウェーデン・ノルウェイ・リビア・南ア・日本等を上げる事が出来るが、筆者は実態を殆ど把握していない。

以上は進出国側のほんの寸描に過ぎないが、サウジアラビヤ等の一部は例外として、その大部分は民間の企業活動としての体裁をとっている。しかしその実態は、各国ともに政府の強力な後押しがあり(日本のみは埒外?)、まさに官民一体での戦略的展開と考えて良い。要は、将来の食料危機に打ち勝つべく、国家間での熾烈な農耕地争奪戦が繰り広げられているのである。その有り様は、まさに“なりふり構わずの態”と言える。

一方、受入国側の状況はどうであろうか?前ページの〔図表7〕に見る如く、他国に農用地を提供している国々は、地球上に遍く拡がっている。具体的には、南米(ブラジル)/東南アジア(ラオス・インドネシア・フィリピン・ベトナム・カンボジア・パキスタン・タイ・ミャンマーetc.) / 中央アジア及び欧州(ウクライナ・カザフスタン・グルジア・ロシア・トルコetc.) / アフリカ(スーダン・エチオピア・ウガンダ・マダガスカル・モザンビークetc.)等々、地域ばかりで無く、政体や国情も多岐に亘っている。

これらの受入国も、進出国と同様に、国家政府の意向が強く働いている事は言うまでもないが、果たして国民はその恩恵を受けているのだろうか?甚だ疑問である。先に「新植民地主義」なる批判的見解があることを述べたが、特にアフリカでは、受入国民の人権侵害や搾取的労働が多発していると言われる。又、ソ連崩壊の混乱で広大な農地が放棄されたウクライナでは、英国(2008/120万haを確保)を先頭に20カ国以上の国が争奪戦を展開中であり、「世界一肥沃な土地」と言われた国土が虫食い状態と化している模様である。韓国企業(大宇ロジスティックス)と130万ha(国

内農地の半分)を99年間の無料賃貸を契約したマダガスカルが、国民の反対デモにより政権交代に至った事件は、つい2年前のことである。更には、石油などのエネルギー資源に恵まれないアジア諸国による、産油国との戦略的農耕地貸借の交渉は、自国のエネルギー保障を強化するという思惑も働いているのであろうが、自然破壊や現地国農民の圧迫が懸念され始めている。

無論、受入国政府としては、インフラ・雇用・投資・エネルギー資源等々に関するメリットを期待しての前向きの政策であろうが、自国民の利益に繋がっているとは言い難いケースが見られている。一方の進出国にしても、進出先での生産作物が自国に還元されるとは限らず、民間企業の利益優先のビヘイビアにより、第3国への流出は避けられないのである。一説に寄れば、我が国の商社等の民間企業が海外に保有する農耕地は、国内農耕地の3倍に相当すると言われるが、日本国民がその恩恵に浴したという話は聞かない。

以上の本項の記述は、NHK等の各種報道記事等よりの摘み食いとなったが、それらの実態を受けて、我が国の取るべき道を次項以降にて提案する。

#### < 提言2 - 1 > 政治主導の在外第三セクターの設立

既に述べた如く、現在繰り広げられている「国際的農地獲得競争」には各種の問題があり、中には、明らかに犯罪的行為と言えるものもあると聞く。そのような状況に至った原因には様々な側面があると思うが、その最大の元凶は“営利至上の企業行為”であると断定して差し支えなからう。未だ目立った存在とはなっていないようだが、一部の日本商社もその中に含まれていると言う。更に状況を悪化させている背景には、各国の政府の思惑と、表裏に亘る具体的支援行為が見え隠れしているのである。

この様な状況の中で、世界の批判を浴びること無く、受入国とその国民に歓迎される農用地獲得活動を如何に展開するか？筆者は、しっかりとした政府の主導下での、官民一体となつての第三セクター的な運営体の創出を提案したい。その実現のための要件を箇条書きにしてみる。

日本国政府の政策として実施することを世界に公表する

政府内に推進機構を設置し、推進と統制の両面で強い権限を与える。

(本稿5頁< 提言1 - 2 > に述べた外国人農業者の受入機構との一体化も可)

民間資金の活用は最小限に留め、「食料安全保障対策費」として国家予算に計上する事により、営利主義の排除を明確にする。

(軍事的安全保障費と同様に、必要不可欠な国家の安全保障策と位置づける)

基本事項は、相手国政府との政府間協議により取り決める。

借受地の決定

借受費の決定

借受期間の決定

基本的経営方針

耕作の成果配分率の決定

現地雇用者の待遇(給与・福祉・雇用期間等)の決定  
実施状況に関する監査項目と監査機関を明確にする。  
受入国の継続的信頼感の醸成と、日本政府の公正度を世界に示す  
監査項目は状況適応方式(非固定式)とし、監査機関は両国共同運営とする  
監査結果は世界に公表し、透明度の高さを示す  
世界情勢・気候変動等に関し政府間協議を頻繁になし、時代適応型協定とする  
ODA等を活用し、現地インフラ(道路・上下水道・港湾・教育等)を整備する  
進出側の営農活動の為に役立つ  
受入国の一般国民の支持も得られる  
高度な日本の農業技術を供与し、受入国農業の技術向上と人材育成に寄与する。  
“食の安心安全”確保の前提条件ともなる

次善策としての“契約栽培”を展開する場合の条件整備にも繋がる  
以上を実現させるには、甚だしい困難性を伴うことが想像されるが、近未来に予想される、地球規模での食料饑饉に備え、遅ればせながらも対策を講じなければならない。多額の費用を費やすことになるが、行政の無駄遣い政策の根絶と、国民の過度な贅沢との決別により、生き残るための財源を確保しなければならない。余談だが、日本民族の高質度と優秀性を世界に再認識させる、良い機会ともなるだろう。

#### < 堤言 2 - 2 > 連携対象国の選定要件

既に受入国になっている諸国については前述したが、当然、それらの中にも我々にも適した国があるだろう。しかし、此处では具体的に対象国を特定せずに、対象となり得る為の条件のみを列挙するが、本稿第四章(外国人農業者の受入の提言)に述べた、招請対象国選定の条件に多くが重なる事は言うまでも無い。

外国人農業者招請対象国の内、大規模農耕適地を有する国を最優先とする  
政情安定を大前提とし、将来共に友好関係を期待出来る民主主義国に限定する  
政府間協定に基づく永続的相互責任体制を築ける国に限定する  
相互信頼関係の永続的維持のため、農業以外でも協調出来る国が望ましい

#### < 堤言 2 - 3 > 多数国との連携

世界情勢・気候変動等による不測の損害を担保するため、多地域より対象国を選ぶ必要がある。幸い現状においても、受入国は南米～ロシア～東南アジア～中欧～アフリカと地球上の東西南北に広く存在し(〔図表 - 7〕参照)、< 堤言 2 - 1 > で述べた施策の宜しきを得れば、他にも対象的確国は見つかると思われる。

### 《 おわりに 》 世界的食料饑饉への備え / 国策として

現在の日本国政府と国民は、予測される世界的食料饑饉に無関心なまま、又は気付かぬ振りをして、食物輸入大国として、地球上の食料を大量消費しているのである。しかしながら、日本の少子化現象とは裏腹に、世界の人口は爆発的な増加を続け、近日中に70億人に達しようとしている(15頁〔図表9〕を参照)。地球規模での食料不足が懸念されている所以である。一朝饑饉到来ともなれば、我が国は最初に飢える恐

れを内包している(H19/食糧自給率40%、〔図表8〕参照)のであり、逆境に陥る前に、自らの手で、様々な角度からの回避策を講じなければならない。中でも、『農業者と農用地の確保』が全ての策の前提条件であり、最優先事項であるのは言うまでも無い。

本稿では、**有為の中核農業経営者の育成と支援を旨とする「外国人農業者の受入促進」と、国内農地が圧倒的に狭小である現実からの脱却を目指す「大規模農場の海外進出」**を提案した。両案共に、他国との善良関係が前提条件であり、国内の意見集約と外交交渉において、政府の強力なリーダーシップが不可欠となる。

国民の税金による国策の展開であり、民間の営利主義優先による活動は、厳に慎まねばならない。又、食料の安全保障策は国の存亡を左右する重要政策であり、従来からのしがらみに拘ったり、政争の具となすようなことは、断じて許されないのである。

尚、本稿は大綱的構想の提案であり、具体化には、より詳細なプランが必要とされるが、そのプラン設計は優秀な官僚の手に委ねれば良いと考えている。

— 完 —

〔図表8〕主要国の食料自給率(カロリーベース)

単位: %

国名	S40	45	50	55	60	H2	7	12	14	15	16	17	18	H19
オーストラリア	199	206	230	212	242	233	261	280	230	237	238	245	172	173
カナダ	152	109	143	156	176	187	163	161	120	145	160	173	185	168
フランス	109	104	117	131	135	142	131	132	130	122	135	129	121	111
ドイツ	66	68	73	76	85	93	88	96	91	84	94	85	77	80
イタリア	88	79	83	80	77	72	77	73	71	62	73	70	61	63
オランダ	69	65	72	72	73	78	72	70	67	58	67	62	78	75
スペイン	96	93	98	102	95	96	73	96	90	89	90	73	81	82
スウェーデン	90	81	99	94	98	113	79	89	87	84	88	81	79	78
スイス							59	59	56	53	58	57	53	54
イギリス	45	46	48	65	72	75	76	74	74	70	69	69	69	65
アメリカ	117	112	146	151	142	129	129	125	119	128	122	123	120	124
韓国		51	50	54	54	49	51	49	50	46	47	45	45	44
日本	73	60	54	53	53	48	43	40	40	40	40	40	39	40

(資料)農林水産省「食料需給表」、FAO"Food Balance Sheets"等を基に農林水産省で試算した(アルコール類は含まない)。

スイスについてはスイス農業庁「農業年次報告書」、韓国については韓国農村経済研究院「食品需給表」による。

注1.日本は年度。それ以外は暦年。

注2.供給熱量総合食料自給率は、総供給熱量に占める国産供給熱量の割合である。畜産物については、輸入飼料を考慮している。

注3.ドイツについては、統合前の東西ドイツを合わせた形で遡及している。

注4.日本及び上記諸外国以外は、データが不足しているため試算していない。

注5.FAO"Food Balance Sheets"のデータは、過去に遡って修正されることがある。

〔図表9〕世界人口の推移(国連統計)

年次	世界 (百万人)	州別内訳						先進 国	開 発 途 上 国	日 本 (千人) (*)	年平均増加率	
		ア ジ ア	北 米	南 米	欧 州	ア フ リ カ	オ セ ア ニ ア				世界 (%)	日本 (%)
1960	3,023	1,694	276	148	604	285	16	30.3	69.7	94,302	1.8	0.9
1965	3,332	1,886	302	169	634	322	18	29.0	71.0	99,209	2.0	1.0
1970	3,686	2,125	326	191	656	367	20	27.3	72.7	104,665	2.0	1.1
1975	4,061	2,379	351	215	676	419	21	25.8	74.2	111,940	2.0	1.4
1980	4,438	2,623	376	241	693	482	23	24.4	75.6	117,060	1.8	0.9
1985	4,846	2,890	400	268	707	556	25	23.0	77.0	121,049	1.8	0.7
1990	5,290	3,179	429	296	721	639	27	21.7	78.3	123,611	1.8	0.4
1995	5,713	3,448	461	322	727	726	29	20.6	79.4	125,570	1.5	0.3
1996	5,795	3,499	467	327	728	744	29	20.3	79.7	125,859	1.4	0.2
1997	5,876	3,550	474	332	727	763	30	20.1	79.9	126,157	1.4	0.2
1998	5,956	3,600	480	337	727	781	30	19.9	80.1	126,472	1.4	0.2
1999	6,036	3,649	486	342	727	800	31	19.7	80.3	126,667	1.3	0.2
2000	6,115	3,698	492	347	727	819	31	19.5	80.5	126,926	1.3	0.2
2001	6,195	3,747	498	352	727	839	32	19.4	80.6	127,316	1.3	0.3
2002	6,274	3,795	504	357	727	859	32	19.2	80.8	127,486	1.3	0.1
2003	6,354	3,842	509	362	728	879	33	19.0	81.0	127,694	1.3	0.2
2004	6,433	3,890	515	367	729	900	33	18.8	81.2	127,787	1.2	0.1
2005	6,512	3,937	520	372	729	921	34	18.7	81.3	127,768	1.2	-0.0
2006	6,592	3,983	525	376	730	943	34	18.5	81.5	127,770	1.2	0.0
2007	6,671	4,029	531	381	731	965	34	18.4	81.6	127,771	1.2	0.0
2008	6,750	4,075	536	385	732	987	35	18.2	81.8	127,692	1.2	-0.1
2009	6,829	4,121	542	389	732	1,010	35	18.1	81.9	127,510	1.2	-0.1
2010	6,909	4,167	547	393	733	1,033	36	17.9	82.1	127,176	1.2	-0.3
2015	7,302	4,391	574	413	734	1,153	38	17.2	82.8	125,430	1.1	-0.3
2020	7,675	4,596	599	430	733	1,276	40	16.5	83.5	122,735	1.0	-0.4
2025	8,012	4,773	622	445	729	1,400	43	15.9	84.1	119,270	0.9	-0.6
2030	8,309	4,917	642	458	723	1,524	45	15.4	84.6	115,224	0.7	-0.7
2035	8,571	5,032	660	468	716	1,648	46	15.0	85.0	110,679	0.6	-0.8
2040	8,801	5,125	674	475	708	1,770	48	14.6	85.4	105,695	0.5	-0.9
2045	8,996	5,193	686	480	700	1,887	50	14.2	85.8	100,443	0.4	-1.0
2050	9,150	5,231	695	483	691	1,998	51	13.9	86.1	95,152	0.3	-1.1

注1(\*) 総務省統計局「国勢調査」,「人口推計」及び人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」による